

大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制を整備するため、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保する医療機関に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年9月15日付け厚生労働省発医政0915第6号、発健0915第6号及び発薬生0915第46号に定める交付要綱）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月25日付け厚生労働省医政発0625第6号、健発0625第6号及び薬生発0625第9号に定める実施要綱）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の対象施設及び病床は次のとおりとする。

(1) 対象施設

府の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関

(2) 対象病床

新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、府の要請に基づいて確保した病床及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床

(補助の対象となる期間)

第3条 この補助金の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補助の対象となる経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、空床及び休床並びに消毒に係る経費とする。空床及び休床並びに消毒に係る対象経費については、次の表の第2欄に定める経費とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 重点医療機関である特定機能病院等 (1) 稼働病床の病床確保料の上限 ア ICU 1床当たり436,000円/日 イ HCU 1床当たり211,000円/日 ウ 上記以外の病床 1床当たり74,000円/日 (2) 休止病床の病床確保料の上限 ア ICU 1床当たり436,000円/日 イ HCU 1床当たり211,000円/日 ウ 療養病床 1床当たり16,000円/日 エ 上記以外の病床 1床当たり74,000円/日	病床確保に係る経費 委託料、補助及び交付金、病床確保料	10分の10
2 重点医療機関である一般病院 (1) 稼働病床の病床確保料の上限 ア ICU 1床当たり301,000円/日		

<p>イ HCU 1床当たり211,000円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり71,000円/日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり301,000円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり211,000円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり16,000円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり71,000円/日</p> <p>3 協力医療機関</p> <p>(1) 稼働病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり301,000円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり211,000円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり52,000円/日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり301,000円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり211,000円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり16,000円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり52,000円/日</p> <p>4 重点医療機関・協力医療機関以外の稼働病床及び 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>(1) ICU 1床当たり97,000円/日</p> <p>(2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与 及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり41,000円/日</p> <p>(3) 上記以外の病床 1床当たり16,000円/日</p> <p>※療養病床については、令和3年1月13日から一般 病床とみなして、病床確保料の対象とすることが できるものとする。ただし療養病床を休止病床と する場合の病床確保料の上限額は1床当たり 16,000円/日とする。</p>		
<p>1 消毒経費 知事が必要と認める額</p>	<p>消毒に係る経費</p> <p>需用費（消耗品費、印刷製本費、 材料費、光熱水費、燃料費、修 繕料）、委託料、補助及び交付金</p>	<p>10分の10</p>

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計金額とする。

(1) 前条の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、重点医療機関又は協力医療機関の指定を受けた医療機関のうち、当該指定を受ける前から重点医療機関又は協力医療機関としての要件を満たしていたと認められる医療機関については、令和2年4月1日に遡及して、府が認めた期間、重点医療機関又は協力医療機関として指定されたものとみなし、前条の表の第1欄に定める基準額を適用する。重点医療機関である一般病院が特定機能病院等としての要件を満たした場合も同様とする。

3 この補助金の交付決定を受けた後、前条に定める基準額と異なる基準額を適用して再び交付決定する場合は、再び行う交付決定に係る補助の対象となった期間において、前項までの規定により算定した額から、すでに交付を受けた補助金の額を差し引いて交付額を算定する。ただし、すでに交付を受けた補助金の額を下回る結果となる場合は、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項による申請書(様式第1号)は、知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、この補助金に関し、初めて交付を申請するとき又はすでに提出していた書類の内容に変更が生じたときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第1-2号 要件確認申立書
- (2) 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- (3) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。

4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他補助事業に係る物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 この補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみな

す。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、知事が定める期日までに実績報告書（様式第2号）に関係書類を添付して提出することにより行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、必要があると認められるときは、規則第5条の規定による補助金の交付の決定後、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付できるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとするものは、補助金の額の確定通知を受け取った日以後、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、この補助金の交付を受けた補助事業者が、以下（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が附した条件を遵守しなかったとき

（2）補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

（3）虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第14条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第6条、第8条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則（令和2年6月16日感対第1138号）

この要領は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月31日感対第2659号）

この要領は、令和2年8月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月2日感対第3950号）
この要領は、令和2年11月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月3日感対第4570号）
この要領は、令和2年12月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年1月21日感対第5698号）
この要領は、令和3年1月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月1日感対第5971号）
この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。